

令和2年5月19日

報道関係者 各位

島原市成年後見制度利用促進に係る 中核機関（相談窓口）の開設について

成年後見制度の利用促進や相談対応、専門職による専門的助言等の支援を確保するなど、成年後見業務を幅広く支援する中核機関を県内で初めて開設しました。

中核機関は認知症で判断能力が低下した方や、障害のある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

- 1 名称 島原市権利擁護センター
(島原市成年後見制度利用促進指定中核機関)
- 2 運営主体 島原市社会福祉協議会
- 3 開設日 令和2年4月1日
- 4 業務内容 成年後見制度の普及・啓発
成年後見制度についての相談・関係機関との連携

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：福祉保健部 福祉課 地域福祉班 担当 開、植木
電話：0957-62-8025
E-mail：fukushi@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和2年4月開設 島原市権利擁護センター

(島原市成年後見制度利用促進指定中核機関)

全ての方が住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

認知症のため
契約が出来ずに
困っている

このようなことで
お悩みの方は
ご相談ください

自分に合った
成年後見制度を
利用したい

障害を持つ子供の
将来のために
成年後見制度を
利用したい

後見人の
活動に関して
相談したい



島原市権利擁護センター

(島原市社会福祉協議会内)
住所：島原市霊南1丁目17



0957-63-3855

(平日の午前9時00分～午後5時00分)